

平成七年三月二十七日号外

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律第二十九条第一項の規定により相当な損害を受けた
地域を指定する件

大蔵省

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第二十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域を次のように指定する。

都道府県名	指定地域
大阪府	豊中市
兵庫県	神戸市
	尼崎市
	明石市
	西宮市
	洲本市
	芦屋市
	伊丹市
	宝塚市
	三木市
	川西市
	津名郡
	三原郡西淡町